

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 排水基準等監視調査事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 水環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2835)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,299 千円 (前年度予算額：1,615 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,615	0	0	0	0	0	0	0	1,615
要求額	1,299	0	0	0	0	0	0	0	1,299
決定額	1,299	0	0	0	0	0	0	0	1,299

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県民の健康と生活環境の保全を図るため、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例に基づき、公害発生源の立入検査及び指導を実施する必要がある。

平成 23 年度の水質汚濁防止法の改正に伴い、排出水の測定及び測定記録の保存が義務付けられたこと、平成 24 年度には、地下水汚染の未然防止のため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場に対して、構造基準の遵守及び点検が義務化されたことから、事業者に対して指導、周知の徹底が必要となった。

さらに、平成 27 年 5 月末に既存の有害物質使用特定施設等に対する構造基準の適用猶予期限を迎え、全ての有害物質使用特定施設等において構造基準が適用されるため、基準の遵守状況について継続的に確認していく必要がある。

また、伊勢湾の水質改善を流域県と協力して推進するため、平成 29 年 6 月 30 日に第 8 次総量規制基準を設定した。令和元年度に全ての事業場に適用されたため、現行基準への適合状況を確認していく必要がある。

(2) 事業内容

① 公害発生源立入指導

- 工場、事業場への立入調査及び監視指導
実施機関：各県事務所等
検査内容：①排水基準等の遵守状況の確認
②排水処理施設の維持管理状況等の確認
③構造基準の適合状況の確認
- 工場、事業場の排水検査
分析：民間委託（pH、BOD、COD、SS 等一部項目は保健所）
- 第8次水質総量削減計画の周知及び実施

② 発生負荷量管理等調査

- 公害発生源から排出される水質汚濁物質（COD、窒素、りん）の総量の
実測結果に係る調査

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10（排水検査：自治事務 総量削減計画の策定等：法定受託事務）
水環境は県民の健康や生活環境と密接な関係にあり、その保全のために排水
基準等を監視していくことは重要であるため、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額（千円）	事業内容の詳細
旅費	225	立入検査実施費、環境省会議等旅費
需用費	267	水質検査消耗品費、自動車燃料費
役務費	100	発生負荷量管理等調査郵便料
委託料	655	水質検査委託料
その他	52	高速道路使用料
合計	1,299	

決定額の考え方

事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県民の健康と生活環境の保全を図るため、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例に基づき公害発生源の立入検査及び指導を実施し、公害の未然防止に努める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
				(前々年度末時点)		
類型指定された河川 69 水域における環境 基準 (BOD) の達成率	— (H)	97.1 % (H29)	98.6 % (H30)	98.6 % (R1)	100 % (R3)	
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容 (会議の開催、研修の参加人数等)

① 公害発生源立入指導

・ 立入検査

実 施 機 関…各現地機関 (岐阜地域環境室、各県事務所)

分 析…民間委託 (pH、BOD、COD、SS 等一部保健所)

立入目標事業場数…540 ※令和元年度立入実績：676 事業所

検 査 内 容…①排水基準等の遵守状況の検査・指導

排水測定的项目、頻度の遵守徹底

②排水処理施設の維持管理状況等の確認

③有害物質使用事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の重点監視 (構造基準の適合状況)

・ 第 8 次水質総量削減計画の周知

② 発生負荷量管理等調査

- ・ 水質汚濁物質発生負荷量把握調査（毎年度）

約 1,000 件の工場・事業場に対し排水量、COD、窒素含有量、りん含有量の排出量等を調査（点源調査）

日排水量 50 m³未満の工場・事業場数等、人口・家畜頭数等を調査（面源調査）

（前年度の成果）

- ・ 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

工場・事業場に対して、立入検査を実施し適切に指導することにより、河川水質の向上、公害発生の未然防止を図った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	工場・事業場に対して、立入検査を実施し適切に指導することにより、公害発生の未然防止を図ることを目的としており、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	県内の河川環境は良好に維持されており、工場・事業場に対する立入検査の指導の効果が現れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	<p>年度当初に県事務所等を対象とした公害法令、立入検査の研修を行い、工場・事業場に効果的な指導が行えるよう体制を整えている。</p> <p>水質汚濁物質発生負荷量把握調査の実施について、県庁発送に集約し、事業場の効率化を図っている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>平成 24 年度の水質汚濁防止法改正により、地下水汚染の未然防止のため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場に対して、構造基準の遵守及び点検が規定された。既設施設に対する構造基準の適用については、平成 27 年 5 月末で猶予期限を迎えたため、立入検査等により随時適合状況を確認していくとともに、適合していない事業場については、厳しく指導していく必要がある。</p> <p>また、河川類型が設定された 69 水域における環境基準 (BOD) については、平成 26 年度から平成 28 年度までは 100%を達成したが、平成 29 年度は 97.1%、平成 30 年度及び令和元年度は 98.6%となった。今後も、達成率 100%を目標として、流域市町村に対し下水道の普及・接続率の向上、生活排水対策等の取組を推進するよう働きかけるとともに、排水基準等の指導を徹底していく。</p>	
--	--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

公害発生の未然防止を図るため、基準違反工場・事業場への重点立入等、効率的な検査の実施に努めるとともに、排水基準及び総量規制の遵守を継続して指導していくことで県民の健康と生活環境の保全に努める。

また、水質汚濁や周辺環境の汚染の原因となる有害物質使用事業場については特に重点的に監視していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	